

# 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書

(特別区民税・都民税申出書)

年度( ) 年分相当分)

申出者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_  
納税義務者 住所 練馬区 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

注意事項:ご提出にあたっては、**特定口座年間取引報告書等(コピー可)**を添付してください。  
税務署へ提出済の場合は、その旨を余白にご記入ください。

○確定申告した(予定含む)上場株式等の所得		損益通算前	住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315% (復興特別所得税分含む)と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収(特別徴収)されているものとなります(所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません)。  
(注意)上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

申告する番号に○をつけてください。

- 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。
- 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では下記の所得といたします。

		住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円
	分離課税分	円
上場株式等の譲渡所得等		円

2は以下の例の場合に使用します。

例 ・確定申告で分離課税した配当所得を住民税では総合課税で申告

練馬区記入欄

資料はその他資料で登録

扶養主 合計所得確認  
被扶養・配特確認  
医療費控除確認

窓 口	入 力	確 認

宛名番号 \_\_\_\_\_

